諮問日:平成30年7月11日(平成30年度(最情)諮問第25号)

答申日:平成31年1月18日(平成30年度(最情)答申第57号)

件 名:最高裁判所の審査室会議の配付資料の開示判断に関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成29年1月1日から同年12月31日までに開催された,最高裁判所の審査室会議の配付資料(新旧対照表以外の最高裁判所規則案は除く。)」 (以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し,最高裁判所事務総長が,別紙記載の各文書(以下,併せて「本件開示文書」という。)を対象文書として特定し,これを開示した判断(以下「原判断」という。)は,妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年3月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

1年間の審査室会議の配布資料が24枚しかないとは考えられない。

匿名の資料によれば、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書 が存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

審査室会議は、最高裁判所の各局課の課長等が出席する会議で、概ね週に1 回程度開催されているものであるが、その設置や開催について定めた最高裁判 所規程等の定めはなく、局課間の情報交換や出席者の認識の共通を図る機会と して開催されているものであり、何らかの司法行政上の意思決定をすることが 予定されているものではない。したがって、議事の内容等を記録として残して おく必要がないことから、議事録は作成しておらず、その配布資料についても とりまとめて保存する必要がない。

最高裁判所において探索したところ,配布資料を作成した部署において本件 開示文書を保有していたことから,本件開示文書を開示したものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成30年7月11日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年10月19日 審議

④ 同年12月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、審査室会議は、最高裁判所の各局課の課長等が出席する会議で、概ね週に1回程度開催されているものであるが、その設置や開催について定めた最高裁判所規程等の定めはなく、局課間の情報交換や出席者の認識の共通を図る機会として開催されているものであり、何らかの司法行政上の意思決定をすることが予定されているものではないとのことであり、このような審査室会議の性質に照らして検討すれば、審査室会議について議事録を作成する必要はないものと認められ、したがって、審査室会議の配布資料をとりまとめて保存する必要もなく、配布資料を作成した部署において保有していた本件開示文書を開示したという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって,最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該 当する文書を保有していないと認められる。 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示 文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるか ら、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審査委員会

| 委 | 員 | 長 | 髙 | 橋 | | 滋 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委 | | 員 | 久 | 保 | | 潔 |
| 委 | | 員 | 門 | 口 | 正 | 人 |

別紙

- 1 「保管金取扱規程等の一部を改正する省令の施行及び裁判所会計事務規程の制定に伴う裁判所の事件に関する保管金等の取扱いに関する規程の一部改正について」と題する文書
- 2 「予納郵便切手の保管方法の変更及び管理方法の整備に伴う予納郵便切手の取扱いに関する規程の一部改正について」と題する文書
- 3 「平成29年度会計課長協議会の開催について」と題する文書
- 4 「平成29年度における裁判所職員(裁判官以外)研修の実施に関する重要な 事項(案) | と題する文書
- 5 「平成29年度外国出張計画(年度当初(4月)実行分)」と題する文書
- 6 「平成29年度外国出張計画(年度当初(4月~7月)実行分)」と題する文書
- 7 「平成29年度外国出張計画」と題する文書 (「(平成29.6.26 秘書渉外二 印)」と記載があるもの)
- 8 「平成29年度外国出張計画」と題する文書(「(平成29.12.11 秘書渉外二 印)」と記載があるもの)
- 9 「平成29年度外国出張計画」と題する文書(「(平成29.12.18 秘書渉外二 印)」と記載があるもの)